

すぎなみの監査

～令和2年度 監査実施結果の概要～

令和3年5月

杉並区監査委員

目 次

I 令和2年度 監査の概要

1	基本方針	1
2	実施状況	1
3	改善状況等の把握	3

II 各種監査について

1	定期監査	
1	実施期間	4
2	重点事項	4
3	方法	4
4	対象	4
5	結果	5
2	工事監査	
1	実施期間	17
2	方法	17
3	対象	17
4	結果	18
3	財政援助団体等監査	
1	実施期間	19
2	方法	19
3	対象	19
4	結果	19
4	住民監査請求による監査	25

杉並区監査委員監査基準	27
-------------	----

令和2年度 杉並区監査方針	31
---------------	----

令和2年度 杉並区監査方針等の修正について	35
-----------------------	----

監査委員制度	39
--------	----

I 令和2年度 監査の概要

1 基本方針

令和2年度の監査は、令和元年度に策定した「杉並区監査委員監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）」（27頁～）を初めて適用して実施したもので、公正、かつ、効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に効果的に実施することとしました。（「令和2年度杉並区監査方針（令和2年3月30日監査委員決定）」（31頁～））

- (1) 区民の負託に応え、区民に信頼される区政を実現するため、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 監査等の種類ごとに、リスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討したうえで、具体的な対象、範囲、時期、実施体制及び重点事項等を定めた監査実施計画を策定し、効率的、かつ、効果的な監査等を実施するものとする。
- (3) 区が、令和2年4月から導入する内部統制制度の整備状況・運用状況を考慮して監査を実施する。
- (4) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、必要があれば更なる改善を求めるとともに、改善も含めた業務の引継ぎが確実に行われているかなどを確認し、監査の実効性を高める。
- (5) 監査結果等の情報は、分かりやすく、かつ、速やかに区民に公表する。

「令和2年度杉並区監査方針」策定後、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年4月7日に国の緊急事態宣言が発出され、各部局の事務量の増大が予想されることから、この負担軽減を図るために、住民監査請求による監査を除き、宣言期間中の監査の実施を延期することとしました。

その後、同年5月25日には緊急事態宣言が解除されたものの、新型コロナウイルス感染の第2波以降の到来も想定して、各部局の負担軽減と即応力の確保を図るため、同年5月28日に、監査実施期間を同年6月から令和3年3月までとする等、杉並区監査方針等の修正（35頁～）を行い、監査を実施しました。

2 実施状況

1 定期監査（地方自治法（以下「自治法」という。）第199条第1項及び第4項） 4頁～

区において執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施しました。

なお、上記の監査方針等の修正により、対象職場のうち出先事業所数を例年よりも減じて実施しました。

○ 対象：庁内各課及び29施設

○ 結果：指摘が2項目2件、注意が11項目21件、意見・要望が3項目6件ありました。

2 工事監査（自治法第199条第1項及び第5項） 17頁～

随時監査として、区において執行された工事を対象に、計画・施工等の技術的な面と経済性・効率性などの財務的な面等を監査しました。

なお、例年は3件実施してきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を抑止するために対応している所管課の負担軽減と即応力の確保を図る等の必要から、「令和2年度工事監査実施計画（令和2年4月28日監査委員決定）」において、上半期の工事監査を取りやめ、下半期に竣工する2件の工事を対象とすることとしました。

- 対象：建築工事1件、土木工事1件
- 結果：意見・要望が2項目2件ありました。

3 財政援助団体等監査（自治法第199条第7項） 19頁～

区が補助金等を交付した団体、出資している団体、区立施設の指定管理者を対象に、補助金の使途、事業運営状況等を監査しました。

なお、上記の監査方針等の修正により、例年の70%程度の団体において実施しました。

- 対象：補助金等交付団体45団体、出資団体2団体、指定管理者3団体
- 結果：注意が1項目1件ありました。

4 行政監査（自治法第199条第2項）

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出により、監査全体の実施期間が短縮されていること及び新型コロナウイルス感染の第2波以降の到来が想定される中、各部局の負担軽減と即応力の確保を図る必要があることから、監査方針等を修正し、実施しないこととしました。

5 住民監査請求による監査（自治法第242条） 25頁～

区長等の執行機関による公金の支出等が違法又は不当であるとして提出された住民監査請求について、監査しました。

- 請求：3件
- 結果：①一部認容・一部棄却・一部却下したものが1件、②棄却したものが1件、③却下したものが1件ありました。

6 決算等審査（自治法第233条第2項及び第241条第5項）

区長から付託された一般会計及び特別会計に係る決算並びに基金の運用状況について、審査しました。

- 対象：決算5件、基金2件
- 結果：計数に誤りはなく、予算執行、財産管理及び運用基金の管理は全体として適正であると認められました。決算審査意見書には、決算審査の結果を概括した総合的判断及び今後の区政運営について4項目の意見・要望を付しました。

7 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）
区長から付託された健全化判断比率等について、審査しました。

- 対象：健全化判断比率4件、健全化判断比率に関する算定様式
- 結果：適正に算定され、計数に誤りはなく、財政が健全であることが認められました。

8 例月出納検査（自治法第235条の2第1項）

区の現金の出納について、毎月例日を定めて検査するとともに、財政収支の動向や資金の運用状況等について、会計管理者から報告を受けました。

- 対象：各会計の現金及び歳入歳出外現金
- 結果：各月の計数に誤りはなく、現金や証書類の保管は適正であることを確認しました。

3 改善状況等の把握

各監査における指摘等については、次のように改善状況等を把握しています。

○ 指 摘

監査結果に基づき講じた措置について、区長等から通知を受け、措置状況を公表しています。（自治法第199条第14項）

○ 注意及び意見・要望

是正又は改善状況について、所管部局の長から文書により報告を受けています。

指摘：内容が重大であると判断したもの

注意：指摘に比較し軽易なもの

意見・要望：その趣旨を今後の事務事業等に生かすよう求めるもの

Ⅱ 各種監査について

定期監査、工事監査、財政援助団体等監査及び住民監査請求による監査のあらましは、以下のとおりです（なお、監査結果等は要約しています）。

1 定期監査

1 実施期間

令和2年6月から令和3年3月まで

2 重点事項

監査を効果的に実施するために、次の重点事項を設けました。

- (1) 随意契約について
- (2) 履行確認について
- (3) 補助金の執行について
- (4) 現金及び金券類の出納保管状況等について
- (5) リスクへの対応を含む業務マニュアル等の整備状況、過去の不適切な事務処理等への対応の引継ぎや実務研修の実施状況等について

3 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。また、庁外施設については、施設の管理状況等の実地監査を行いました。

4 対象

庁内全部局及び施設規模などにより選定した下記の29施設を対象にしました。

区民生活部 (3施設)	区民事務所(高円寺)、地域区民センター(高円寺)、産業振興センター
保健福祉部 (8施設)	すぎのき生活園、ゆうゆう館(2所:高円寺南、天沼)、杉並福祉事務所(3所:荻窪、高円寺、高井戸)、杉並保健所、保健センター(高井戸)
子ども家庭部 (6施設)	保育園(善福寺)、保育室(堀ノ内)、子供園(高井戸西)、児童青少年センター、児童館(善福寺北)、子ども・子育てプラザ(成田西)
都市整備部 (2施設)	南公園緑地事務所、杉並土木事務所
環境部 (1施設)	杉並清掃事務所
教育委員会 (9施設)	郷土博物館(本館及び分館)、済美教育センター、中央図書館、地域図書館(西荻)、就学前教育支援センター(特別支援教育課を含む。)、小学校(2校:杉並第一、杉並第二)、中学校(高南)、高円寺学園(小学部・中学部)

5 結 果

次のとおり、指摘が2項目2件、注意が11項目21件、意見・要望が3項目6件あり、改善を求めました。

区 分	内 容
指 摘	<p><契約事務（随意契約）について></p> <p>ア 不適切な見積競争が疑われるもの【保育課】</p> <p>イ 契約手続（経理課長への契約締結依頼）を行わずに、業務委託を行っていたもの【学務課】</p>
注 意	<p><契約事務（随意契約）について></p> <p>ア 不適切な分割発注を行い、経理課長に契約締結依頼を行っていないもの【地域安全担当、健康推進課、庶務課】</p> <p>イ 不適切な分割発注を行い、見積競争を行っていないもの【子ども家庭部管理課】</p> <p>ウ 契約が適正に行われていなかったもの【区民生活部管理課】</p> <p>エ 区外業者からのみ見積書を徴取し、契約していたもの【区民生活部管理課】</p> <hr/> <p><契約事務（履行確認）について></p> <p>オ 契約の履行確認が適正に行われていなかったもの（緊急時の対応を含む契約で、最終の履行確認を怠っていたもの） 【職員厚生担当、杉並福祉事務所高円寺事務所、杉並清掃事務所、郷土博物館、済美教育センター、中央図書館】</p> <p>カ 契約の履行確認が適正に行われていなかったもの（前金払による支払後に履行確認書が作成されていなかったもの） 【杉並福祉事務所高円寺事務所】</p> <p>キ 契約の履行確認が適正に行われていなかったもの（業務完了前に履行確認が行われていたもの） 【杉並福祉事務所荻窪事務所、就学前教育支援センター】</p> <hr/> <p><補助金の執行について></p> <p>ク 他機関（国・都）への補助金申請時において、適正でない事務処理が行われていたもの【児童青少年課】</p> <hr/> <p><予算の執行状況について></p> <p>ケ 庶務事務システムへの入力が適正に行われていなかったもの【中央図書館】</p> <p>コ 非常勤職員（学習支援教員）の報酬の支給が適正に行われていなかったもの【教育人事企画課】</p> <hr/> <p><現金及び物品の出納保管状況について></p> <p>サ 物品の管理が適正に行われていなかったもの 【児童青少年課、善福寺北児童館、子ども・子育てプラザ成田西】</p>

区 分	内 容
意見・要望	<p>＜現金及び金券類の出納保管状況等について＞</p> <p>ア 金券等受払簿の記帳が適正を欠いていたもの</p> <p>【人事課、区民生活部】</p>
	<p>＜リスクへの対応を含む業務マニュアル等の整備状況、過去の不適切な事務処理等への対応の引継ぎや実務研修の実施状況等について＞</p> <p>イ 内部統制のリスクの識別及び自己評価が適切に行われていなかったもの（内部統制におけるリスク評価シートと自己評価シートにおいて、記載内容に齟齬が生じていたもの）</p> <p>【人事課、済美教育センター、中央図書館】</p> <p>ウ 定期監査結果に対する対応が不適切であったもの</p> <p>【選挙管理委員会事務局】</p>

なお、このほかに比較的軽微で、監査委員事務局による現場指導とした事項が19項目846件ありました。

指摘、注意及び意見・要望の概要は、次のとおりです。

(1) 指 摘

<契約事務（随意契約）について>

ア 不適切な見積競争が疑われるもの

杉並区契約事務規則第39条によると、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とこととされている。また、契約事務の手引きによると、「予定価格が10万円を超え30万円以下の場合は2～3者から、30万円を超え50万円以下の場合は3～4者から、それぞれ見積書を徴取する」とこととされている。

また、杉並区契約事務規則第41条から第44条までの規定によると、「随意契約の相手方を決定したときは、5日以内に契約の内容（目的、契約金額、履行期限等）を定め、契約書を作成し、契約書の作成を省略する場合においても、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない」とこととされている。

しかしながら、予定価格が30万円を超える随意契約案件（令和元年度「杉並区保育室堀ノ内ほか19施設園舎害虫駆除委託」、34万8,577円）で、見積書を3者から徴取しているものの、契約業者であるA社が作成した請書に袋とじの状態添付されており、1業者が他の2業者分の見積書を取りまとめていたことが疑われる事案があった。

(保育課)

イ 契約手続（経理課長への契約締結依頼）を行わずに、業務委託を行っていたもの

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第1条によると、委託については、主管課長に権限が委任されている契約の金額は1件50万円以下であり、50万円を超え3,000万円未満の契約については経理課長に権限が委任されている。

しかしながら、令和2年度の「親子健康教室運営業務委託」については、金額が265万7,600円であることから、経理課長に契約締結依頼をすべき契約であるにもかかわらず、契約締結依頼を行わずに、令和元年実施の公募型プロポーザルにより受託者候補者として選定された事業者に業務委託を行い、親子健康教室を実施している事案があった。

(学務課)

(2) 注 意

＜契約事務（随意契約）について＞

ア 不適切な分割発注を行い、経理課長に契約締結依頼を行っていないかったもの

- ① 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第1条によると、物品の購入については、主管課長に権限が委任されている契約の金額は1件50万円以下であり、50万円を超え80万円以下の契約については、主管部長又は経理課長に権限が委任されている。

しかしながら、令和元年度の「安全パトロール隊 長袖シャツほか2点の購入」及び「ユニフォームTシャツの購入」の2契約については、その合計金額が57万6,730円であり、契約日及び契約業者が同一であることから、本来1契約として経理課長に契約締結依頼をすべき契約であるにもかかわらず、主管課で分割して契約している事案があった。

(地域安全担当)

- ② 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第1条によると、修理については、主管課長に権限が委任されている契約の金額は1件50万円以下であり、50万円を超え3,000万円未満の契約については、経理課長に権限が委任されている。

しかしながら、令和元年度の「2Fエントランス系統空調機ファンベアリング交換修繕」及び「空調機用デジタル指示調節器交換修繕」の2契約（合計金額：62万8,020円）と同年度の「空調機用デジタル指示調節器交換修繕」、「空気調和機内部塗裝修繕」、「雨水排水ポンプ交換作業」及び「空気調和機内部塗装及び加湿エレメント交換」の4契約（合計金額：179万6,520円）については、契約業者が同一であり、契約日及び履行期限が同一又は近接した日付であることから、それぞれ、1契約として経理課長に契約締結依頼をすべき契約であるにもかかわらず、主管課で分割して契約している事案があった。

(健康推進課)

- ③ 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第1条によると、物品の購入については、主管課長に権限が委任されている契約の金額は1件50万円以下であり、80万円を超え1,000万円未満の契約については経理課長に権限が委任されている。

しかしながら、令和元年度の「ソフトウェアの購入（阿佐ヶ谷中学校・済美小学校分）」及び「ソフトウェアの購入（高井戸第二小学校・杉並和泉学園分）」の2契約については、その合計金額が85万500円であり、見積日、納入期限及び契約業者が同一であることから、本来1契約として経理課長に契約締結依頼をすべき契約であるにもかかわらず、主管課で分割して契約している事案があった。

(庶務課)

イ 不適切な分割発注を行い、見積競争を行っていないかったもの

杉並区契約事務規則第39条によると、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない」こととされている。また、契約事務の手引きによると、「予定価格が10万円を超え30万円以下の場合は2～3者から、30万円を超え50万円以下の場合は3～4者から、それぞれ見積書を徴取する」こととされている。

しかしながら、令和元年度の「ワンタッチホルダーほか52点の購入」及び「カラークリアホルダーほか33点の購入」の2契約については、その合計金額が13万1,423円であり、契約日及び納入期限が同一の日付で、契約業者が同一であることから本来1契約として見積競争をすべき契約であるにもかかわらず、見積競争を行わずに契約している事案があった。

(子ども家庭部管理課)

ウ 契約が適正に行われていなかったもの

杉並区契約事務規則第41条から第44条までの規定によると、「随意契約の相手方を決定したときは、5日以内に契約の内容(目的、契約金額、履行期限等)を定め、契約書を作成し、契約書の作成を省略する場合においても、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない」こととされている。

また、「金券類等の適正な管理について」(平成26年11月14日付け26杉並発第43491号会計管理者通知)によると、「金券類の購入により現品の引渡しを受けたときは、引渡し(購入)数量がわかる書類と照合し、速やかに受払簿への記帳をする」こととされている。これについては、「有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の適正な管理について」(平成29年11月10日付け29杉並第43298号会計管理室会計課長通知)においても改めてその徹底が求められたところである。

しかしながら、令和2年9月18日にレターパックライトが納入され、金券等受払簿に受入れの記載をしたにもかかわらず、監査当日(令和2年10月7日)において契約手続が行われていなかった事案や金券等受払簿に記載された郵券の受入日(令和2年6月22日)より後に契約手続が行われた事案があった。

(区民生活部管理課)

エ 区外業者からのみ見積書を徴取し、契約していたもの

杉並区競争入札実施要綱第8条第1項によると、「区内中小業者の振興を図るため、当分の間、予定価格500万円未満の発注案件については、原則として区内業者に限定する」こととされている。

また、「平成31年度入札・契約制度臨時的措置に伴う契約事務の執行について」(平成31年3月22日付け30杉並第67468号総務部経理課長通知)では、「部長契約・課長契約にあっても、原則として区内業者を契約相手とすること」、「複数の課及び区立学校において適切に処理されていないことが、定期監査結果の注意事項として毎年のようにあげられており、同様の注意を再び受けるこ

とのないよう、適切な契約事務手続について組織的に対応すること」が通知されている。

しかしながら、令和元年度の「蛍光ペンの購入」及び「カードルーペの購入」の2契約は、区内業者が対応可能と思われる物品の購入の契約であるにもかかわらず、区外業者からのみ見積書を徴取し、契約している事案があった。

(区民生活部管理課)

<契約事務（履行確認）について>

オ 契約の履行確認が適正に行われていなかったもの（緊急時の対応を含む契約で、最終の履行確認を怠っていたもの）

杉並区契約事務規則第55条第1項によると、「契約の履行に関する検査は、（中略）当該契約の給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、これを行わなければならない」こととされている。

しかしながら、令和元年度の次の契約については、緊急時の対応を含む内容の契約であることから、令和2年3月31日までの履行期間が満了しないと最終の履行確認ができないにもかかわらず、同日よりも前に行った履行確認に基づき支払を行い、その後、最終の履行確認を怠っている事案があった。

① 平成31年度職員高円寺防災住宅（高円寺南保育園・ゆうゆう高円寺南館併設）防災設備保守点検業務委託

② 平成31年度職員成田防災住宅防災設備等保守点検業務委託

(職員厚生担当)

③ 高円寺保健センター外6施設清掃業務請負

④ 杉並福祉事務所高円寺事務所外22施設機械設備保守点検業務委託

⑤ 高円寺事務所外2施設防災設備保守点検業務委託

⑥ 高円寺事務所外2施設電話設備保守委託

(杉並福祉事務所高円寺事務所)

⑦ 杉並清掃事務所外2施設の防災設備保守点検業務委託

⑧ 昇降機設備保守点検業務委託

⑨ 高円寺車庫外1施設の防災設備保守点検業務委託

⑩ 高円寺車庫外1施設の電動シャッター保守点検業務委託

(杉並清掃事務所)

⑪ 済美教育センター外12施設機械設備保守点検業務委託

⑫ 下井草図書館外22施設機械設備保守点検業務委託

(郷土博物館)

⑬ 済美教育センター防災設備保守点検業務委託

(済美教育センター)

- ⑭ 杉並福祉事務所高円寺事務所外22施設機械設備保守点検業務委託
- ⑮ 南荻窪図書館外24施設機械設備保守点検業務委託
- ⑯ 井草森公園管理事務所外 26 施設機械設備保守点検業務委託

(中央図書館)

カ 契約の履行確認が適正に行われていなかったもの（前金払による支払後に履行確認書が作成されていなかったもの）

杉並区契約事務規則第66条第1項によると、「検査員は、検査を完了したときは、直ちに検査証（履行確認書）を作成しなければならない」とこととされている。

しかしながら、令和元年度の雑誌「クリップライブラリー社会福祉」の定期購読契約について、契約金額の全額を前金払で支払った後、検査員が履行確認書を作成していない事案があった。

(杉並福祉事務所高円寺事務所)

キ 契約の履行確認が適正に行われていなかったもの（業務完了前に履行確認が行われていたもの）

- ① 杉並区契約事務規則第55条第1項によると、「契約の履行に関する検査は、（中略）当該契約の給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、これを行わなければならない」とこととされている。

しかしながら、令和元年度の3件の「身元引受人のいない遺体の処理委託契約」について、業務完了前に履行確認が行われている事案があった。

(杉並福祉事務所荻窪事務所)

- ② 杉並区契約事務規則第55条第1項によると、「契約の履行に関する検査は、（中略）当該契約の給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、これを行わなければならない」とこととされている。

そして、「就学前教育支援センター汚水槽及び雑排水槽清掃業務委託契約」（履行期限：令和2年12月31日）の仕様書によると、その委託内容は、汚水槽及び雑排水槽の清掃を行うとともに、ポンプ5か所の点検を行い、点検結果報告書を提出することとされている。

当該委託契約の履行確認に当たっては、所管課では、汚水槽及び雑排水槽の清掃並びにポンプの点検の実施により業務が完了したものと誤認して、令和2年12月27日付けで履行確認をしていた。ところが、当該委託業務は点検結果報告書の提出をもって完了するものであるところ、監査時点（令和3年1月20日）で提出されていなかったため、契約業者に提出を求めるよう指導を行い、同年2月10日に区に提出された。以上のとおり、契約の履行確認が適正に行われていなかった。

(就学前教育支援センター)

＜補助金の執行について＞

ク 他機関（国・都）への補助金申請時において、適正でない事務処理が行われていたもの

昨年度の補助金不正受給を受け、今年度から各部の定期監査時に提出を求めた「他機関（国・都等）による検査等に関する資料」に基づき、区以外他機関による検査等の実施について報告を求め、検査による指摘、注意等についてその有無と内容を確認した。

その結果、令和2年2月5日の会計検査院実地検査において、子ども・子育て支援交付金の助成対象である放課後児童健全育成事業の事務処理に算定誤りの指摘があり、平成27～30年度分の追加交付金（167万円）及び返還金（783万円）が発生していた事案があった。

（児童青少年課）

＜予算の執行状況について＞

ケ 庶務事務システムへの入力に適正に行われていなかったもの

杉並区職員の旅費に関する条例第7条によると、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する」こととされ、「旅費の手引き」によると、出張後に年次有給休暇を取得した場合の出張先を出た以降の旅費及び出張前に年次有給休暇を取得した場合の出張先に着く以前の旅費については請求することができないこととされている。

また、人事課からの年2回の「通勤手当確認リスト」の送付の際に、通勤経路のバス経路については、電車経路と異なり、庶務事務システムで自動的に減額調整されないため、旅費請求時にバス運賃の減額調整の入力を行うよう、通知されている。

しかしながら、中央図書館においては、旅行経路が最も経済的な通常の経路でないもの（6件、1,787円過払い）、通勤経路のバス運賃の減額調整の入力漏れ（4件、968円過払い）、出張前あるいは出張後に年次有給休暇を取得している場合で、出張先あるいは自宅までの旅費を請求しているもの（3件、684円過払い）が見受けられた。その他、旅行経路の誤入力（1件、168円過払い）、組合休暇の取得事由欄の入力漏れ（9件）、週休日の振替の入力漏れ（2件）、超過勤務の入力漏れ（5件）が見受けられた。

また、「注意事項」とまではしなかったが、教育委員会事務局の他の課においても、旅行経路が最も経済的な通常の経路でないもの（3件、249円過払い）、通勤経路のバス運賃の減額調整の入力漏れ（5件、1,594円過払い）、出張後に年次有給休暇を取得している場合で、自宅までの旅費を請求しているもの（2件、353円過払い）が見受けられた。さらに、勤務時間が6時間を超える場合で、1時間の休憩時間を取得していないもの（5件）、超過勤務における移動時間の入力漏れ（3件）等、庶務事務システムへの入力に適正に行われていなかった事案が見受けられた。

（中央図書館）

コ 非常勤職員（学習支援教員）の報酬の支給が適正に行われていなかったもの

学校に勤務する学習支援教員（教員の免許を有する者で、特別支援教育に関する専門的知識、経験を有すると認められるもの）の報酬（月額1万2,800円）については、杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項により、「月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月10日までに支給する」こととされているため、現状においては、月末までの勤務予定日数に基づき当月分の報酬を支給し、勤務予定日数に変更（増減）があった場合には、翌月分の報酬で調整を行う運用が行われている。

しかしながら、令和元年度において、勤務予定日数の変更（増減）があったにもかかわらず、その確認が十分に行われなかったため、報酬の過払い（8人、9日分、11万5,200円）及び支給漏れ（5人、7日分、8万9,600円）が発生し、監査時点（令和3年1月14日）において、返還及び追給の処理が行われていない事案があった。

（教育人事企画課）

<現金及び物品の出納保管状況について>

サ 物品の管理が適正に行われていなかったもの

杉並区物品管理規則第24条及び物品管理の手引きによると、「物品管理者は、備品の使用状況を把握するため、財務会計システムに所要事項を入力し、品名ごとに整理するとともに、毎年度3月末日現在で供用備品の数量・内容を確認して、供用備品現在高調書を作成し、会計管理者に送付しなければならない」こととされている。

また、同規則第28条第1項ただし書によると、「物品管理者は、他の用途に供する見込みがないと認められる物品については、あらかじめ会計管理者の承認を得て不用品に組替えを行わなければならない」こととされている。

しかしながら、備品（シンセサイザー1台、冷暖房機4台）が既に廃棄されているにもかかわらず、不用品組替えの事務処理が行われることなく、財務会計システム（備品台帳）に登録されている事案があった。

（児童青少年課、善福寺北児童館）

また、建物の大規模リニューアル工事に伴い、備品（絵画1点、冷凍冷蔵庫1台）を移設していたにもかかわらず、設置場所等の入力処理が行われていない事案があった。

（子ども・子育てプラザ成田西）

(3) 意見・要望

<現金及び金券類の出納保管状況等について>

ア 金券等受払簿の記帳が適正を欠いていたもの

金券類については、「金券類等の適正な管理について」（平成26年11月14日付け26杉並発第43491号会計管理者通知）によって、適切に管理するよう通知されている。これについては、「有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の適正な管理について」（平成29年11月10日付け29杉並第43298号会計管理室会計課長通知）においても、改めてその徹底が求められたところである。

しかしながら、人事課では、金券等受払簿（郵券）において、使用目的、年、送付先、使用日及び使用者の記載漏れ（48件）、なぞり書き修正（2件）並びに送付先の誤記（1件）が計51件認められた。

これらについては、一つひとつは軽微な誤りであるが、チェックが確実に実施されていれば、比較的容易に防ぐことができる事案である。

所管課においては、上記の会計管理者通知等に基づき、適宜チェックを行うなど、金券等受払簿への記帳が適正に行われるよう努められたい。

（人事課）

また、区民生活部では、金券等受払簿（郵券）において、使用日、使用者、送付先、年等の記載漏れ（105件）、受入日等の誤記（4件）及び遡り修正など訂正方法の誤り（17件）が、管理課、区民課、地域課、高円寺地域活動係、課税課、納税課、文化・交流課、スポーツ振興課及び産業振興センターで計126件認められた。

一つひとつは軽微な誤りであるが、同時にチェックがしっかりされていれば、防ぐことができる事案である。所管においては、内部統制制度におけるリスクとして認識し、組織的な対策を講じられたい。

（区民生活部）

<リスクへの対応を含む業務マニュアル等の整備状況、過去の不適切な事務処理等への対応の引継ぎや実務研修の実施状況等について>

イ 内部統制のリスクの識別及び自己評価が適切に行われていなかったもの（内部統制におけるリスク評価シートと自己評価シートにおいて、記載内容に齟齬が生じていたもの）

「内部統制取組の手引」によると、リスクを識別（リストアップ）する際には、過去に経験したリスクについては、各課の過去3年間程度の監査結果（指摘・指導及び現場指導を含む。）、会計課の金銭会計事務調査及び物品管理事務調査の結果、また、直近1年程度の例月出納検査の結果を参考として行い、また、今後発生する可能性のあるリスク（潜在リスク）や他の所管や他自治体等の事例から想定されるリスクがないか検討し、リスク評価シートを作成することとされている。

また、「内部統制自己評価マニュアル」によると、「リスクの識別は、過去3年程度の監査結果、会計検査、物品検査、自己検査の結果を参考としているか」が自己評価シートの評価項目の一つとされており、課の指名された職員が評価するとともに、課長が評価者の評価を確認することとされている。

しかしながら、人事課においては、平成29年度定期監査で金券等受払簿が適正に記載されていなかった事案があり、注意事項とされたにもかかわらず、リスク評価シートにリスクとして記載されていなかった。また、自己評価シートにおいて、「リスクの識別は、過去3年程度の監査結果、会計検査、物品検査、自己検査の結果を参考としているか」という評価項目に対する評価欄及び確認欄に、それぞれ丸印が記載されており、リスク評価シートと自己評価シートの記載内容に齟齬が生じていた。

本年度の定期監査においても、上記（3）アのとおり、人事課において金券等受払簿（郵券）の記帳が適正を欠いていた事案を意見・要望事項としたところである。

所管課においては、「内部統制取組の手引」等に基づき、把握することが可能なリスクについては、内部統制制度におけるリスクとして認識し、あわせて、そのリスクに対して組織として対応されるよう要望する。

（人事課）

また、済美教育センターにおいては、平成29年度定期監査で不適切な分割発注を行い、見積競争を行っていない事案があり、指摘事項とされ、また、中央図書館においては、平成30年度定期監査で不適切な分割発注を行い、主管部長に契約締結依頼を行っていない事案があり、注意事項とされていたが、いずれも、リスク評価シートにリスクとして記載されておらず、それにもかかわらず、自己評価シートに過去3年程度の監査結果等を参考としてリスクの識別を行った旨記載されていた。

上記のとおり、「内部統制取組の手引」においては、各課の過去3年間程度の監査結果における指摘事項・注意事項をリスクとして識別すべきとまではされていないところであるが、監査委員としては、原則としてリスクとして識別することが適切であると考えているところである。

「内部統制取組の手引」においては、各課長が課のリスクの識別・評価が適切であるか等を確認し、各部長が課長の確認が適切に行われたか等を確認して、リスク評価シート等を作成することとされている。

各所管課においては、「内部統制取組の手引」等に基づき、より適切にリスクの識別・評価を行うとともに、各部長（次長、担当部長、中央図書館長）においても、各課におけるリスクの識別・評価が適切に行われるよう確認し、教育委員会全体の内部統制のより適切な運用が図られることを要望する。

（済美教育センター、中央図書館）

ウ 定期監査結果に対する対応が不適切であったもの

「金券類等の適正な管理について」（平成26年11月14日付け26杉並発第43491号会計管理者通知）によると、「金券類の購入により現品の引渡しを受けたときは、引渡し（購入）数量がわかる書類と照合し、速やかに受払簿への記帳をすることとされている。これについては、「有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の適正な管理について」（平成29年11月10日付け29杉並第43298号会計管理室会計課長通知）においても改めてその徹底が求められたところである。

しかしながら、昨年度の定期監査において、金券等受払簿が適正に記載されていなかったとして、令和2年2月25日付けの講評で注意を行った事案について、速やかに修正すべきところ、一部が本年度の定期監査時点（令和2年12月21日）において、修正されていなかった。

当該年度の金券類の管理は適切に行われていたが、昨年度、不適切な事務処理を注意事項とされたにもかかわらず、適切な対応がとられていないことは、定期監査結果への対応が極めて不適切であるといわざるをえない。

所管においては、誤った事務処理を放置することなく、直ちに、そして組織的に対応すべく、その仕組みを速やかに構築するとともに、確実に実行されたい。

（選挙管理委員会事務局）

2 工事監査

1 実施期間

令和2年10月から令和3年3月まで

2 方法

- (1) 提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料の確認を行うとともに、工事施工状況等を現地監査しました。
- (2) 設計、積算、施工等の専門的技術分野に関する事項については、専門的知識を有する技術士の団体に工事技術調査を委託し、その調査報告を監査の参考としました。

3 対象

令和2年度に着手した工事及び同年度以降に竣工となる工事で、「契約金額1億5,000万円以上の工事」又は「契約金額5,000万円以上で重要性、話題性のある工事」から選定した次の2件の工事を対象にしました。

(1) 仮称杉並区立永福三丁目複合施設建設建築工事等（竣工監査）

- 対象課：営繕課、経理課、中央図書館、保育課、地域課、防災課
- 工期：令和元年6月20日から令和2年11月30日まで
- 契約金額：14億8,162万800円
14億9,703万1,800円（契約変更後）
- 構造規模：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 3階建て
敷地面積 2,206.68㎡
建築面積 1,108.39㎡
延床面積 2,955.38㎡

(2) 路面改良工事（R2005）（竣工監査）

- 対象課：土木計画課、経理課
- 工期：令和2年6月30日から令和3年1月28日まで
- 契約金額：6,094万円
6,192万6,700円（契約変更後）
- 工事規模：道路延長 356.6m
道路面積 2,721㎡
舗装面積 2,403㎡
道路幅員 7.15～7.28m
舗装幅員 6.15～6.28m
- 主な工種：アスファルト舗装工（表層） 2,403㎡
アスファルト舗装工（基層） 2,403㎡
L型側溝設置工

4 結 果

監査を実施した2件の工事については、適正に行われていると認められました。
なお、次のとおり、意見・要望が2項目2件あり、改善を求めました。

(1) 技能士適用における、技能士の工種を特記仕様書へ記述すること

特記仕様書において「技能士は適用する」と記述されているが、工種の記述がない。「技能士は適用する」と記述することは、杉並区が特定の工種について、技能士の資格ある者が施工することを求めているという意味であって、施工業者に、いかなる工種の技能士に施工させるかを、認識させなければならないはずである。したがって、あらかじめ、求める工種を記述しておくことが望ましい。早急に改善されたい。

(2) 女性用トイレの設置を検討すること

男女の分け隔てなく、意欲ある人材が活躍できる社会が求められているが、このことは、建設現場においても例外ではない。とりわけ、女性が活躍しやすい建設現場環境をつくることは、自治体が率先して行っていくべきであり、女性が施工等に従事する場合、女性用の独立した専用のトイレを設置することは、不可欠なものとする。

上記を踏まえ、特記仕様書に「女性が施工等に従事する場合、他の方法により確保できる場合を除き、女性用トイレを設置すること」など標準的に記述し、建設現場における女性の労働環境の改善に努められたい。

3 財政援助団体等監査

1 実施期間

令和2年9月から令和3年3月まで

2 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び調査を行うとともに、4団体について実地監査等を行いました。また、実地監査等対象団体のうち2団体については、公認会計士による会計書類の事前調査を行いました。

3 対象

別表（21～23頁）の団体を対象にしました。

(1) 補助金等交付団体（45団体）

ア 令和元年度に新規100万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち、指定した団体（20団体）

イ 令和元年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、指定した団体（20団体）

ウ その他の補助金等交付団体で、監査委員が指定した団体（5団体）

(2) 出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を区が出資している団体）のうち、過去の監査実施状況等から指定した団体（2団体）

(3) 指定管理者のうち、過去の監査実施状況等から指定した団体（3団体）

4 結果

次のとおり、注意が1項目1件あり、改善を求めました。

○ 本体工事費、設計費加算及び建築資材高騰加算の補助対象額を誤って算定していたもの

杉並コスモス保育園に係る杉並区私立保育所施設整備等補助金の補助対象額は、補助の対象となる本体工事費（対象外経費として外構工事費の一部等を除外した額）、設計費加算（本体工事費の5%と設計費の実支出額とを比較し、いずれか少ない額）及び備品購入費加算（杉並区私立保育所施設整備等補助金交付要綱に定めている定員区分における基準額に定員数を乗じた額）を合算し算定している。

しかしながら、対象外経費として本体工事費から除外した外構工事費は、正しくは消費税率10%で計算した「126万3,680円」とすべきところ、誤って消費税率8%で計算した「124万704円」とした。この外構工事費の誤りから、設計費加算額を正しくは「1,263万9,000円」とすべきところ、「1,264万円」とし、その結果、本体工事費、設計費加算及び備品購入費加算の補助対象額の合計額（以下「補助対象額の合計額」とする。）を「2億6,714万5,138円」と算定すべきところ、「2億6,716万9,114円」と算定していたものである。

なお、この際、別途建築資材高騰加算の算定に使用する超過額についても求めているが、上記の誤りに加え、所管課がエクセルで作成した補助金算定シートで、この超過額を求める計算式が誤っていたことから、建築資材高騰加算の算定において同要綱に定める基準額と比較する超過額を正しくは「8,090万8,138円」と算定すべきところ、「7,013万2,114円」と算定していた。

ただし、正しく計算された補助対象額の合計額「2億6,714万5,138円」は、同要綱の本体工事費、設計費加算及び備品購入費加算の基準額の合計額「1億8,623万7,000円」を超えていた。また、建築資材高騰加算においても、正しく計算された超過額「8,090万8,138円」は建築資材高騰加算の基準額「4,393万5,000円」を超えていたため、令和2年5月7日に支出した補助金に影響はなかった。

令和元年度に実施した財政援助団体等監査においても、当該補助金の所管課である保育課に対し、本件と同様な事案について注意を行ったところである。

所管課においては、補助金の算定に当たっては、その基礎となる数値を正確に把握するとともに、算定に誤りが発生しないよう、これまでの対応を踏まえ、更なる事務処理の見直しを行うなど、より一層、事務の適正な執行が確保される仕組みを整備されたい。

(新規開設民営保育施設の整備・改修費等補助<社会福祉法人聖会>、保育課)

別表 監査実施団体（※は実地監査等を実施）

（１）補助金等交付団体（45団体）

ア 令和元年度に新規100万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち、指定した団体（20団体）

No.	交付対象事業	監査実施団体
1	耐震化促進支援事業等補助	株式会社並乃湯
2	チャレンジ商店街サポート事業補助	特定非営利活動法人杉並中小企業診断士会
3	商店街チャレンジ戦略支援事業（活性化事業）補助	和泉伸通り南商店会
4	未就学児療育枠確保に係る運営費補助	公益社団法人家庭生活研究会（心理・発達相談室こぐま）
5	障害者（児）施設安全対策整備費補助	特定非営利活動法人まどか（アゲイン、ジョイフル）
6	特別養護老人ホーム等施設整備費助成	社会福祉法人三養福祉会（（仮称）プライムガーデンズ高円寺）
7	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費補助	社会福祉法人健生会（よつぎ永福保育園）
8		社会福祉法人蒼生会（杉並ひまわり保育園）
9	新規開設民営保育施設の整備・改修費等補助	社会福祉法人聖会（杉並コスモス保育園）
10		株式会社かえで（かえで保育園杉並いずみ）
11	保育士等キャリアアップ補助	株式会社千趣会チャイルドケア（えがおの森保育園・あさがや）
12	運営費補助（保育サービス推進事業）	株式会社三恭（パピーナ荻窪天沼保育園）
13		株式会社ディアログ（下高井戸ここわ保育園）
14	運営費補助（緊急1歳児受入事業）	株式会社キッズコーポレーション（大空と大地のなーさりい中野富士見町駅前園）
15		社会福祉法人スミヤ（エンジェル高円寺保育園）
16	病児保育室開設準備経費補助	医療法人財団アドベンチスト会
17	建築物不燃化助成	株式会社藤井建設
18	老朽建築物除却等／戸建て建替え助成	株式会社リアルウインズ
19	ブロック塀等改修工事助成	岩崎通信機株式会社
20	耐震改修助成、精密診断等助成	清松アームス株式会社（山田ビル）

イ 令和元年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、指定した団体（20団体）

No.	交付対象事業	監査実施団体
1	職員の福利厚生	杉並区職員互助会
2	地域福祉増進の育成助成	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会（※）
	福祉サービス利用者保護事業助成	
3	運営助成、交通費・給食費助成、施設借上費助成、送迎サービス事業費助成	社会福祉法人いたるセンター（あけぼの作業所、阿佐谷福祉工房、パン工房プクプク）
4		社会福祉法人杉並希望の家（希望の家）
5		特定非営利活動法人ラルゴ（工房ラルゴ）
6	心身障害者施設の施設整備費補助（建設助成）	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（すだちの里すぎなみ）
7	特別養護老人ホーム等施設整備費助成	社会福祉法人愛あい会（地域密着型特別養護老人ホームハートフル成田東、小規模多機能型居宅介護事業所ハートフル成田東）
	小規模多機能型居宅介護事業所等整備費助成	
8	小規模多機能型居宅介護事業所等整備費助成	社会福祉法人正吉福祉会（看護小規模多機能型居宅介護しもいぐさ正吉苑）
9	認知症高齢者グループホーム防火設備費等助成	株式会社大起エンゼルヘルプ（グループホームなごみ方南、小規模多機能ホーム方南等）
10	認証保育所運営費等補助	株式会社保育室コアラハウス（保育室コアラハウス）
11		一般社団法人幼保園シャローム（幼保園ベビーサロン南台）
12		株式会社グローバルキッズ（グローバルキッズ中野新橋園）
13	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費補助	社会福祉法人風の森（Picoナーサリ和田堀公園）
14		社会福祉法人清香会（高円寺りとるばんぷきんず）
15	保育士等キャリアアップ補助	株式会社テnderラビングケアサービス（テnderラビング保育園天沼）
16	私立幼稚園一時預かり保育事業費補助	世尊院幼稚園
17	耐震改修助成、精密診断等助成	山崎製パン株式会社（杉並工場 新館）
18		シャルマン荻窪管理組合
19		シャンボール荻窪管理組合
20		和泉台マンション管理組合

ウ その他の補助金等交付団体で、監査委員が指定した団体（5団体）

No.	交付対象事業	監査実施団体
1	運営・活動助成	杉並消防団
2		荻窪消防団
3	子ども食堂事業費補助	エルガーハウス（みんなのお家エルガーハウス）
4	新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助	株式会社アースリング（Candy Kids 杉並おぎくぼ園）
5	運営経費補助	特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク（※）

(2) 出資団体（2団体）

No.	監査実施団体
1	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
2	公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団（※）

(3) 指定管理者（3団体）

No.	監査実施団体	管理施設名
1	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	高井戸地域区民センター、高井戸温水プール、高齢者活動支援センター
2	コンビウィズ株式会社	高円寺北保育園
3	箱根植木株式会社	大田黒公園（※）

4 住民監査請求による監査

令和2年度における住民監査請求は3件で、その概要及び監査の結果等は、次のとおりです。

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
1	<p>「平成30年度及び平成31年4月分政務活動費について」 (收受日：令和2年4月6日)</p> <p>1 会派及び26議員の平成30年度及び平成31年4月分政務活動費のうち、①調査研究費（月極駐車場代等）、②研修費（勉強会開催費用）、③広聴広報費（区政報告関連費用等）、④資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）及び⑤人件費（政務活動補助職員賃金）の各支出は違法又は不当であり、当該会派及び議員に返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>一部認容、一部棄却、一部却下 (決定日：令和2年6月4日)</p> <p>請求人が違法又は不当と主張する各支出について、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、使途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性について総合的に判断を行った。その結果、田中議員の区政報告関連費用（52万6,887円）及び上野議員の区政報告関連費用（27万1,234円）の各支出は、政務活動費条例等の定めに違反するものと認められるため、請求を認容し、当該議員に返還請求を行うよう区長に対して勧告し、その余の各支出については、違法又は不当と認められるものはなく、請求に理由がないと認められるため、棄却とした。</p> <p>なお、本件監査請求後に区に返還された費用の返還を求める請求に係る部分については、却下とした。</p> <p>[意見・要望] 区議会に対し、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定することを検討するよう要望した。</p>
2	<p>「新・元気を出せ！商店街事業費補助金について（その2）」 (收受日：令和2年6月29日)</p> <p>新・元気を出せ！商店街事業費補助金の受給者に不正があったにもかかわらず、区が当該受給者への返還請求を怠っていることは、違法又は不当であり、当該受給者に求償し、また、不足分については区長に賠償させるなどの必要な措置を講ずるよう、区長に勧告することを求める。</p>	<p>棄却 (決定日：令和2年8月27日)</p> <p>本件の区補助金の各受給者は、いずれも、平成25年度の区要綱等の規定に基づき、適正に区補助金の交付を受けたものと認められることから、当該各受給者に求償を行わないことが違法又は不当であるということとはできない。</p> <p>また、本件において、都の主張を争わず、その主張に沿って、やむを得ず都補助金の返還及び違約加算金の支出を行ったことは、区長の裁量の範囲内における判断であると認めることができることから、区長に対して損害賠償請求を行わないことが違法又は不当であるということとはできない。</p> <p>したがって、請求に理由がないと認められるため、棄却とした。</p>

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
3	<p>「令和元年度政務活動費について」 (收受日：令和3年3月23日)</p> <p>浅井議員の令和元年度の政務活動費のうち、当該議員の区政レポート（平成31年春号）の作成費等の支出は、違法又は不当であり、当該議員に返還を求めよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>却 下 (決定日：令和3年5月14日)</p> <p>住民監査請求は、違法又は不当な財務会計行為により区に損害が発生し、又はそのおそれがあることがその要件の一つとされているが、本件においては、監査請求後に、請求人が違法又は不当と主張する支出相当額が区に返還されており、区に損害が発生し、又はそのおそれがあるということとはできず、当該議員に返還を求めよう区長に勧告する必要がないことは明らかである。</p> <p>したがって、本件監査請求は適法な住民監査請求に当たらなくなったため、却下とした。</p>

杉並区監査委員監査基準

令和2年2月25日
杉並区監査委員決定
杉並区監査告示第22号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般基準（第3条—第9条）
- 第3章 実施基準（第10条—第16条）
- 第4章 報告基準（第17条—第22条）
- 第5章 その他（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 杉並区監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）は、地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく監査、検査、審査その他の行為の実施、報告等に関して、杉並区監査委員（以下「監査委員」という。）のよるべき基本事項を定めるものとする。

（監査委員の責務）

第2条 監査委員は、区民の負託に応え、区民に信頼される区政を実現するため、その職務を遂行する。

第2章 一般基準

（監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為の目的）

第3条 杉並区（以下「区」という。）において監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為は、区における事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的、かつ、効果的な実施を確保し、区民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い、公正不偏の態度を保持し、独立の、かつ、客観的な立場で正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び区長等（以下「区長等」という。）に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第4条 監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為のうち、監査基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- （1）財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
 - （2）行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
 - （3）財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
 - （4）決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
 - （5）例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
 - （6）基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
 - （7）健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
 - （8）内部統制評価報告書審査 区長が作成した内部統制評価報告書について、区長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること
- 2 法令の規定により監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、監査基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

- 第5条** 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、監査基準に則ってその職務を遂行する。
- 2 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指導的機能の発揮)

- 第6条** 監査委員は、現に区政の円滑な執行を妨げている問題点の指摘等にとどまらず、将来に起こる可能性がある不正行為、不経済、非効率な支出の抑止等の観点から指導的な機能を発揮するものとする。

(専門性)

- 第7条** 監査委員は、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。
- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が監査基準に則って遂行されるよう、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

- 第8条** 監査委員は、監査基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。
- 2 監査委員は、監査方針、監査実施計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

(情報管理)

- 第9条** 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報を適切に管理するものとする。
- 2 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した個人情報について、杉並区個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うものとする。

第3章 実施基準

(監査方針及び監査実施計画)

- 第10条** 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、社会経済状況や区政の動向を踏まえ、過去の監査結果、監査結果の措置状況等にも配慮しながら、年度ごとに、監査方針を定めるものとする。監査方針には、基本方針、年間計画等を定める。
- 2 監査委員は、監査方針に基づき、監査等の種類ごとに、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容や程度、過去の監査結果等に配慮しながら、具体的な対象、範囲、時期、実施体制及び重点事項等を定めた監査実施計画を策定し、効率的、かつ、効果的な監査等を実施するものとする。
- 3 監査委員は、監査方針及び監査実施計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査方針及び監査実施計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

- 第11条** 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第18条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

- 第12条** 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。
- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制の整備状況及び運用状況を考慮して、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

- 第13条** 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査方針及び監査実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第14条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜、監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第15条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第16条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第17条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、区長等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び区長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を区長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第18条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 監査基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、区長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること
 - (8) 内部統制評価報告書審査 区長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
 - 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第19条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
 - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
 - (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を区長等に提出するとともに、公表するものとする。

(公表)

第20条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第21条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

(監査等の結果及びその措置状況等の情報発信)

第22条 監査委員は、監査等が区民の負託を受けて実施するものであることに鑑み、第20条及び前条第1項の規定により公表するもののほか、監査等の結果及びその措置状況等について、分かりやすく、かつ、速やかに情報発信を行うよう努めるものとする。

第5章 その他

(その他)

第23条 監査基準の実施に関し必要な事項は、監査委員の合議により決定する。

附 則

- 1 この監査基準は、令和2年2月25日から施行する。
- 2 この監査基準は、令和2年度の監査等から適用する。

令和2年度 杉並区監査方針

令和2年3月30日
監査委員決定

1 監査の基本方針

令和2年度の区財政においては、基幹収入たる特別区民税の増収や消費税率の引き上げの影響から地方消費税交付金を増収と見込み、前年度以上の歳入を見込んでいるが、保育関連経費や会計年度任用職員制度の導入に伴う職員人件費の増など、歳出も大幅な増加が見込まれている。

区は、令和2年度一般会計の当初予算(案)編成では、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」に基づき、足元の行政需要にしっかりと応えつつも、新たな行政需要にも、将来にわたって迅速・的確に 대응していくため、財政の健全性を確保しつつ、令和3年度の基本構想の終期を見据えて、最終的な目標達成に向けた経費を計上するとともに、防災減災対策の推進、駅周辺のまちづくり、児童虐待対策の推進など、区民生活を取り巻く喫緊の課題について、時機を逸することなく取り組むため、重点的に予算措置を行っている。予算規模は、前年度と比べて2.5%増の1,937億円余となっている。

なお、当初予算編成時には顕在化していなかった要因として、中国の湖北省武漢市で症例が最初に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が挙げられる。国内及び海外における感染拡大が今後、社会・経済に与える影響を注視していく必要がある。

また、新型コロナ対策は、現下において区政の最重要課題の一つとなっている。

人口減少社会と少子高齢化が急速に進行する中で、区民の暮らしの安全・安心、持続的な区民福祉の向上を図っていくため、実行計画等を着実に推進するとともに、防災減災対策の推進、児童虐待対策の推進や要介護高齢者の増加への対応など、様々な分野において、令和2年度から実施することとなった内部統制制度も活用し、計画的・効率的かつ、円滑な行政執行に努め、質の高い住宅都市としての区の価値を一層高めて次世代に継承していけるよう、引き続き基本構想の実現に向けた取組と持続可能な財政運営を両立させていくことが区には求められる。

こうした状況を踏まえ、令和2年度の監査は、令和元年度に策定した「杉並区監査委員監査基準」に基づき、公正、かつ、効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に効果的に実施する。

- (1) 区民の負託に応え、区民に信頼される区政を実現するため、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 監査等の種類ごとに、リスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討したうえで、具体的な対象、範囲、時期、実施体制及び重点事項等を定めた監査実施計画を策定し、効率的、かつ、効果的な監査等を実施するものとする。
- (3) 区が、令和2年4月から導入する内部統制制度の整備状況・運用状況を考慮して監査を実施する。

- (4) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、必要があれば更なる改善を求めるとともに、改善も含めた業務の引継ぎが確実に行われているかなどを確認し、監査の実効性を高める。
- (5) 監査結果等の情報は、分かりやすく、かつ、速やかに区民に公表する。

2 各監査の実施方針

杉並区監査委員監査基準に基づき、各監査は次の方針により実施する。

なお、(1)から(8)については、各監査の実施計画を別途策定する。

また、昨年度に引き続き、指定管理者制度や業務委託について、その最終責任は、区が負うものであることを踏まえ、協定書や契約書の内容が現場で順守できているか、各主管課はそれを確認しているか、法令順守については、厳格に監督しているか等に重点を置き実施するものとする。

(1) 定期監査

令和元年度及び令和2年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

実施に当たっては、重点事項を設定する。

対象は、庁内全部局及び事務事業の執行状況を勘案して抽出した庁外施設とする。

(2) 工事監査

令和2年度執行の工事について、工事規模等を勘案して抽出し、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工程が適法かつ適正に行われているかに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については外部の専門機関に技術調査を委託する。

(3) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し、その事務事業が経済的、効率的、効果的に行われているかに主眼を置き実施する。

なお、テーマの選定に当たっては、過去の監査結果、事務事業の執行状況、社会情勢等を十分に考慮する。

(4) 財政援助団体等監査

令和元年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的等を勘案して対象を抽出し、以下の観点到に主眼を置き実施する。

(ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、補助金申請に係る証拠書類等に誤りや改ざんなどはないか、補助金の交付決定の手続きは適切に行われたか、経費の使途が適法かつ適正であるか、事業が補助目的や交付規程に沿って適切かつ効果的に執行されているか、補助金の清算等は適切に行われているか等の観点から監査を行う。なお、令和元年度に判明した補助金不正受給事件を踏まえ、過去5年間、当該補助金の区への返還や、特定財源である国・都補助金の返還などが生じていないかを調査する。

(イ) 出資団体監査

区が出資等を行っている出資団体について、事業運営や会計経理が出資等の目的や約款等に沿って適切に執行されているか等の観点から監査する。

(ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者について、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているか等の観点から監査する。

また、監査を効果的に実施するために、監査実施団体のうち、一部の団体については公認会計士による調査を行い、その結果を踏まえた監査を実施する。

併せて、所管部局に対しては、補助金交付規定等の整備、補助金等の交付手続及び指定管理者の指定手続が適正か、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているか等の観点から監査する。

(5) 決算等審査

区長からの付託を受け、令和元年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況について、以下の観点に主眼を置き実施する。

(ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているか、予算執行や財産管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

(イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、健全化判断比率及び算定の基礎となる附属資料は適正かに主眼を置き実施する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、収入支出に関わる記録、証拠書類等から毎月の計数が正確なものになっているか、現金や証書類の保管が適切にされているかに主眼を置き実施する。併せて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

(8) 随時監査

財務に関する事務の執行等に誤謬や不正が発生する恐れがある場合又は新たな検証を要する場合に、当該事務等について合规性、経済性、効率性、有効性等の観点に留意して実施する。

(9) 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書の審査については、令和3年度から開始することとなるが、令和2年度に実施する各監査において、翌年度の審査に必要な調査・確認を行うものとする。

(10) 住民監査請求による監査等

住民の請求、区長や議会の要求による監査は、請求等に応じた的確に実施する。

3 監査の期間

監査期間は、4月から出納整理期間が終了する翌年5月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

監査種別 及び 対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期 監査	政策経営部	■	■	■	■									
	総務部・会計管理室	■	■	■	■									
	区民生活部		■	■	■	■	■							
	保健福祉部					■	■	■	■	■	■	■		
	子ども家庭部					■	■	■	■	■	■	■		
	都市整備部		■	■	■	■	■							
	環境部			■	■	■	■							
	教育委員会事務局 (学校を含む。)							■	■	■	■	■		
	行政委員会等事務局								■	■	■	■		
工 事 監 査					■	■	■	■	■	■	■			
行 政 監 査				■	■	■	■	■	■	■	■			
財政援助団体等 監 査					■	■	■	■	■	■	■			
決算・健全化判断比率等審査				■	■	■	■	■	■	■	■			
例 月 出 納 検 査		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		

※随時監査は必要と認めたときに、住民監査請求による監査等は請求等に応じて実施する。

※例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。

令和 2 年度杉並区監査方針等の修正について

1 令和 2 年度杉並区監査方針及び定期監査実施計画の修正

【修正理由】

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月7日に国の緊急事態宣言が発出されたため、各部局の事務量の増大が予想され、この負担軽減を図るために、定期監査等の監査は、宣言期間中の実施を延期することとした。
当初、宣言の解除時期については5月6日とされてきたところであるが、5月4日に、再度、宣言期間の延長がなされ、同月25日に宣言の解除に至った。
これにより、6月から監査を開始することとする。監査全体を通じた実施期間は10か月となる。
- ② 今月25日に緊急事態宣言が解除されたものの、新型コロナウイルス感染の第2波の到来も想定して、各部局の負担軽減と即応力の確保を図る。

2 各監査における基本的考え方

(1) 令和 2 年度の監査全体を通じた考え方

- ① 監査実施期間は、本年6月から来年3月までとする。
- ② 全体を通じて、対象とする出先事業所の数は減じる。
- ③ 定期監査は、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、毎会計年度1回以上、期日を決めて実施しなければならない監査となっており、他の監査に比べ優先順位を高く設定する。
- ④ 監査の対象となるリスクを識別し、そのリスクの内容や程度を検討した上で、監査を実施する。(例えば、随意契約の内容、履行確認の状況、現金出納簿等)
- ⑤ 今年度から運用されている内部統制における「リスク」を考慮しながら監査を実施する。

(2) 定期監査

定期監査は、対象職場のうち出先事業所数を減じ、すべての部を対象に実施する。

- ① 定期監査の実施期間は、本年6月から来年3月までとする。
- ② すべての部、各行政委員会等を対象に監査を実施する。(別紙のとおり、都市整備部、環境部を6月から実施することを嚆矢とする。)
- ③ 令和3年度実施の「内部統制評価報告書審査」を見据え、当該審査の基礎資料を定期監査結果を中心に収集するため、監査資源の多くを定期監査に充てる。
- ④ 監査実施期間が、例年に比べ、2か月短縮されるため、下記のとおり、出先事業所の対象数を減じる。
 - 保育園、子供園、保育室、児童館、子ども・子育てプラザ：各1施設
(当初案計12施設)
 - 小・中学校：全体で5校 (当初案では10校)
 - 区民事務所、障害者通所施設、その他施設：当初案の50%程度
- ⑤ 実施箇所数の縮小に伴い、監査委員による「実地監査」の対象数を減じる。

(3) 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、例年の70%程度の団体等において実施する。

これに伴い、「実地監査」の実施団体数も減じることとする。

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出により、監査全体の実施期間が短縮され、他の監査同様、対象団体等を減じて実施する。
- ② 当該監査における指摘事項等の実績を踏まえ、例年の実施団体数の概ね70団体（元年度は74団体）から50団体程度に減じて実施する。
- ③ 新型コロナウイルス感染の第2波の到来が想定される中、当該監査の対象部局に対して過度な負担にならないような配慮を行う。
- ④ 実施団体数の縮小に伴い、監査委員による「実地監査」の対象数を減じる。

(4) 行政監査

令和2年度の行政監査は、下記の理由により実施しないこととする。

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出により、監査全体の実施期間が短縮されている。
- ② 新型コロナウイルス感染の第2波の到来が想定される中、各部局の負担軽減と即応力の確保を図る必要がある。

監査の期間

監査期間については、当初4月から出納整理期間が終了する翌年5月までとしていたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月7日に国の緊急事態宣言が発出され、定期監査等の監査は、宣言期間中の実施を延期することとしたため、以下のとおり、6月から出納整理期間が終了する翌年5月までに変更する。なお、行政監査については実施しないこととする。

監査種別 及び 対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部													
	総務部・会計管理室													
	区民生活部													
	保健福祉部													
	子ども家庭部													
	都市整備部													
	環境部													
	教育委員会事務局 (学校を含む。)													
	行政委員会等事務局													
	工事監査													
行政監査														
財政援助団体等監査														
決算・健全化判断比率等審査														
例月出納検査														

※随時監査は必要と認めるときに、住民監査請求による監査等は請求等に応じて実施する。

※例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。

監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づき区議会の同意を得て区長に選任された特別職であり、区長から独立して、公正不偏の立場から区の事務の監査を担っており、区における事務の管理及び執行等が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的、かつ、効果的に行われているかをチェックすることが、監査委員の役割となっています。

監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された3名の識見委員と議員のうちから選任された1名の議選委員、合計4名で構成されています（平成30年5月から監査委員の構成を「識見委員2名、議選委員2名」から「識見委員3名、議選委員1名」に変更しました）。

監査委員は、区の財務事務等が法令に適合し、適正に執行されているか、区の事務や事業、工事などが効率的に行われているか、区民サービスの向上につながっているかなどを検証し、問題点を指摘し、その結果を区議会や区長等に報告し、ホームページ等において公表しております。

また、平成29年に改正された地方自治法に基づき、令和2年2月に監査委員の合議により「杉並区監査委員監査基準」を策定し、その基準に従い、監査を実施するとともに、監査委員の責務の明確化を図りました。あわせて、この監査基準を公表し、監査委員監査の内容の透明性を図ったところです。

令和2年度監査に関与した監査委員

(令和3年5月17日現在)

区 分	氏 名	在任期間
監査委員	上 原 和 義	平成27年6月29日から
	三 浦 邦 仁	平成28年6月29日から
	内 山 忠 明	平成30年5月19日から
	小 川 宗次郎	令和 2年5月21日から
前監査委員	井 原 太 一	令和元年5月21日から 令和2年5月20日まで

すぎなみの監査 ～令和2年度 監査実施結果の概要～

令和3年5月

杉並区監査委員事務局

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代表)

登録印刷物番号

03-0014